

ID: 169-1

担当部署: 地域整備課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	大河原町駅前コミュニティセンター条例 第12条ただし書		
例規番号	平成12年条例第13号		
【基準】			
第12条、大河原町駅前コミュニティセンター管理規則第6条及び大河原町駅前図書館管理規則第14条の規定による。 (使用料の返還)			
第12条 ホール等の既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。			
(使用料の返還)			
第6条 条例第12条ただし書の規定により、使用料の返還ができるのは次の各号に掲げる場合とし、その額は当該各号に掲げる割合によるものとする。			
(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できない場合 10割			
(2) 使用変更許可により、返還額が出た場合 10割			
(3) 使用者が使用しようとする日の前日までに使用の取消しを申し出た場合 5割			
2 前項の規定により施設使用料の返還を受けようとする者は、大河原町駅前コミュニティセンターホール等使用料返還請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。			
(使用料の返還)			
第14条 使用者が自己の責めによらない理由で使用できなかった場合には、条例第12条ただし書の規定に基づき、既に徴収した使用料を全額返還するものとする。			
2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、駅前図書館パソコン使用料返還申請書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
【共通担当部署】			
地域整備課 駅前図書館			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日